

# こんなときには届出を

国保の届出は、異動があった日から**14日以内**に行ってください。

○国保の手続きには原則、次の書類が必要となります。

①本人確認書類

1点でよいもの・・・運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等

2点必要なもの・・・健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書等

②「国保の世帯主」と「手続きの対象となる方」それぞれのマイナンバーカードまたは通知カードもしくはマイナンバーが記載された住民票の写し

	届出が必要な場合（こんなとき）	届出に必要なもの	届出するところ
北見市国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、住民基本台帳カード、マイナンバーカードのいずれか	・戸籍住民課・総合支所 ・支所・出張所
	職場の健康保険を脱退したとき	職場の健康保険をやめた証明書	・戸籍住民課・国保医療課 ・総合支所・支所・出張所
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき		
	子どもが生まれたとき	出生を証明するもの	・戸籍住民課・総合支所 ・支所・出張所
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護受給証明書	・戸籍住民課・国保医療課 ・総合支所・支所・出張所
外国人が加入するとき	在留カードまたは特別永住者証明書及びパスポート又は転出証明書（在留資格が「特定活動」の方は指定書）	・戸籍住民課・総合支所 ・支所・出張所	
北見市国保を脱退するとき	他の市区町村へ転出するとき	転出される方の保険証	・戸籍住民課・総合支所 ・支所・出張所
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付のときは加入したことを証明するもの）	・戸籍住民課・国保医療課 ・総合支所・支所・出張所
	職場の健康保険の被扶養者になったとき		
	国保の加入者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの	・戸籍住民課・総合支所 ・支所・出張所
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、生活保護受給証明書	・戸籍住民課・国保医療課 ・総合支所・支所・出張所
外国人が脱退するとき	保険証、在留カード又は特別永住者証明書	・戸籍住民課・国保医療課 ・総合支所・支所・出張所	
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証	・戸籍住民課・総合支所 ・支所・出張所
	保険証を紛失したとき（あるいは汚れて使えなくなったとき）	本人であることを証明するもの（使えなくなった保険証等）	・国保医療課・総合支所 ・支所・出張所
	修学のため、子どもが他の市区町村に住所を定めるとき	保険証、在学証明書	
	施設などに入所（園）するとき	保険証、在所（園）証明書	

※届出に持参する保険証は、上記に該当する人の分です。ただし、世帯主に異動（転出等）がある場合は、全員の保険証が必要です。

※同じ世帯の方以外の方が申請される場合や、本人確認ができない場合、保険証は郵送となります。

◎国保の加入、脱退の届出は世帯主が行わなければなりません

届出の義務は法律で世帯主の方にあると定められています。原則として、**勤め先では行われません**。届出が遅れると、国保と他の健康保険に二重で保険料を支払ってしまう場合や医療費が全額自己負担となることがあります。